

建設工事施工実態等調査(受注者用)の目的について

各発注者の発注工事に関する情報や受注企業の情報、**企業の保有技術や地域活動に関する事項についての情報の蓄積、共有(一元化)を図るため「企業情報共有データベース」の構築を行います。**

これにより、**企業の技術力や地域の精通度を考慮した総合的な評価による競争参加が可能となることや、一般競争方式の拡大に伴う競争参加資格審査の迅速かつ効率化を図ることによる受発注者双方への効果を期待するものです。**

この背景としては、公共事業を取り巻く厳しい状況の中、受注のための価格競争の激化や、低価格入札の発生、工事をめぐるトラブルの発生により公共工事の品質低下が懸念されるようになったことから、平成17年4月に「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」が施行され、これに基づき平成17年8月26日に「基本的な方針」が閣議決定されました。

この基本方針においては、発注者は、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求め、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することが原則となりました。

さらに「入札談合の再発防止対策」として、一般競争方式及び総合評価方式の拡大に積極的に取り組むことにもなっています。

